

老人医療費助成制度（県老）について

老人医療費助成制度は、65歳から69歳までのひとり暮らし又は寝たきりの方が病院等に通院又は入院した際に、医療費の1割を県と市が助成する制度です。認定された方の自己負担割合は2割になります。

1 対象の条件

次のいずれの要件にも該当する方です。

- ・ 三条市内に住所がある65歳から69歳までの方
- ・ 医療保険に加入している方
- ・ 前年（1月から7月までの間は前々年）の合計所得金額が135万円以下の方
- ・ ひとり暮らしの方（※1）、又は3か月以上寝たきりの方（※2）

※1 戸籍上又は住民基本台帳上の「ひとり暮らし」かだけでなく、その方の生活実態で判定します。なお、別居の親族等から扶養されている、仕送りを受けている、親族が市内や近隣に居住している等、経済的又は精神的な援助を受けている場合は、認定されないことがあります。

※2 日常生活における基本的な動作（食事、排便及び入浴等）が困難で、他の方の介助を必要とする状態が継続すると認められるか否かを判断します。

2 申請に係る審査について

市では、生活実態について聞き取りをする場合があります。また、必要に応じて担当課及び民生委員等から意見を聞いた上で、認定の有無を決定し、認定された場合に老人医療費受給者証を交付します。

3 助成内容について

認定を受けた方は、医療費の自己負担額3割のうち、1割が助成されます（1割を県と市が助成します）。

4 医療機関にかかるときは

県内の医療機関の窓口へ「健康保険証」及び「老人医療費受給者証」を提示し、自己負担額3割から助成額1割を控除した2割を一部負担金として支払ってください。

ただし、県外の医療機関に受診したときや、受給者証を使わずに健康保険証のみで受診したときには、申請により後日助成します。詳しくはお問い合わせください。

なお、1か月の自己負担限度額は、次のとおりです。

外来だけの場合	外来と入院があった場合
18,000円	57,600円

市民税非課税世帯の方は、限度額適用認定の申請を行うことで上記の自己負担限度額が軽減されます。詳しくは、お問い合わせください。

5 申請手続について

(1) 申請場所

三条市役所 高齢介護課 介護保険係 電話 34-5476 (直通)
34-5511 (内線 497)
栄サービスセンター 総合窓口グループ 電話 45-1110
下田サービスセンター総合窓口グループ 電話 46-5906

(2) 手続に必要なもの

申請書、健康保険証及び印鑑（認印）

(3) その他

- ・毎年度更新手続が必要です。
- ・申請書は、市のホームページからもダウンロードできます。



<問合せ先>

福祉保健部高齢介護課介護保険係

TEL 0256-34-5476 (直通)

0256-34-5511 (内線 497)

FAX 0256-32-0028